

諮問番号：令和元年諮問第3号

答申番号：令和元年答申第4号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当でない。

第2 事案の概要

本件は、○市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条第1項の規定による費用徴収決定処分（以下「本件処分」という。）に関して、審査請求人が、徴収金額の中に申告しても保護費には影響しない案件が含まれている等と主張して、本件処分の取消しを求める事案である。

第3 審査請求に至る経過

審査請求に至る経過については、次のとおりである。

- 1 審査請求人は、○福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）に対し、法に基づく保護を申請し、福祉事務所長は、平成27年12月1日付けで審査請求人の保護を開始した。
- 2 審査請求人は、○株式会社（以下「A社」という。）から、平成28年8月分として○円、同年9月分として○円の就労収入を得た。
- 3 平成28年9月15日、審査請求人は、株式会社○（以下「C社」という。）から、同年9月分として○円の就労収入を得た。
- 4 平成28年9月30日、審査請求人は、A社から同年9月分として○円の就労収入を得た旨を、福祉事務所長に申告した。
- 5 平成28年12月15日、審査請求人は、株式会社○（以下「B社」という。）から、同年12月分として○円の就労収入を得た。
- 6 平成29年6月15日、審査請求人は、株式会社○（以下「D社」という。）から、同年5月分として○円の就労収入を得た。
- 7 平成29年7月14日、審査請求人は、D社から、同年6月分として○円の就労収入を得た。
- 8 平成29年7月24日、福祉事務所長は、審査請求人の平成28年中の課税状況に係る調査（以下「課税状況調査」という。）を実施した。
- 9 平成29年7月26日、福祉事務所長は、課税状況調査の回答を取得し、A社、B社及

びC社の調査結果と収入申告額に差があることを確認した。

- 10 課税状況調査の結果を踏まえ、平成29年8月8日、福祉事務所長は、A社、B社及びC社に対し、法第29条第1項の規定による調査（以下「29条調査」という。）を実施し、同月14日、審査請求人に係る各社の賃金台帳の写しを取得した。
- 11 平成29年9月12日、審査請求人は、D社から同年6月分として〇円の就労収入を得た旨を、福祉事務所長に申告した。
- 12 〇福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）の職員がD社に係る給与明細の提出等を審査請求人に求めたが、提出されなかったため、平成29年9月15日、福祉事務所長は、D社に対し、29条調査を実施し、同月19日、審査請求人に係る賃金台帳の写しを取得した。
- 13 処分庁は、平成29年12月20日付けで本件処分を行い、同日、費用徴収決定通知書を審査請求人宛てに郵送した。
- 14 平成30年3月19日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、福祉事務所が公正な処理を行っていない、また、本件処分に係る徴収金額の中に申告しても保護費に影響しないはずの案件が含まれているにもかかわらず、福祉事務所が何事もなかったかのように対応し、一方的に不正な手段と認定して処分されることに納得することができない等と主張して、本件処分の取消しを求めている。

2 処分庁の主張

処分庁は、審査請求人が給与収入を受領した後に提出した収入申告書に当該給与収入についての記載がなかったため、審査請求人が就労収入の一部を隠蔽したものと判断し、審査請求人の無申告により生じた保護費の過払分について本件処分を行ったものであり、本件処分は適法かつ適正に行われたものであることから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

第5 法令の規定等について

- 1 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定し、法第8条第1項は、保護は、要保護者の需要のうち、「その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している。
- 2 法第25条第2項は、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」と規定している。
- 3 法第29条第1項は、「保護の実施機関及び福祉事務所長は、（略）第78条の規定の施

行のために必要があると認めるとき」は、要保護者の収入の状況につき、雇主その他の関係人に、報告を求めることができる旨を規定している。

- 4 法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき（略）は、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定している。
- 5 法第78条第1項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収する」ことができると規定している。
- 6 法第78条の趣旨の説明として、「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」（平成18年3月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）のⅣの4の(1)の注)において、「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。」と示されている。
- 7 法第78条第1項を受け、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「取扱通知」という。）の3では、「法第78条の条項を適用する際の基準は次に掲げるものとし、当該基準に該当すると判断される場合は、法第78条に基づく費用徴収決定をすみやかに行うこと」とされ、「次に掲げるもの」として、「① 保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき」、「② 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき」、「③ 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき」、「④ 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」の4点が示されている。
- 8 費用徴収額算定に当たっての収入認定と控除については、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の問13の23の答(3)において、「意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」と示されている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 結論

本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 審査請求人は、平成28年8月17日付けで提出したものをはじめ、複数回にわたり収入申告書を提出していることから、法第61条の規定による収入申告義務につ

いて認識していたものと認められる。

審査請求人は、A社から平成28年8月分の就労収入〇円を、C社から平成28年9月分の就労収入〇円を、B社から平成28年12月分の就労収入〇円を、D社から平成29年5月分の就労収入〇円及び同年6月分の就労収入〇円を得ており、平成28年8月から平成29年7月にわたって合計〇円の就労収入を得ていたにもかかわらず、平成28年8月17日付け、同年9月30日付け、平成29年3月3日付け、同年4月18日付け、同年5月17日付け及び同年7月20日付けで審査請求人が提出したいずれの収入申告書においても、上記の就労収入についての記載が認められないことから、審査請求人が正確な申告をしていた事実が認められない。

そして、福祉事務所長が、A社、B社及びC社からの就労収入については平成29年7月24日に実施した課税状況調査及び同年8月8日に実施した29条調査により、また、D社からの就労収入については同年9月15日に実施した29条調査により、未申告の就労収入が判明するまで、審査請求人は正確な申告を行わなかったと認められることから、取扱通知の3の「④ 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」に該当する。

したがって、審査請求人が、A社、B社、C社及びD社から得た就労収入の合計〇円を申告しないという「不実の申請その他不正な手段」により、保護費を過大に受給していたとの処分庁の認定に誤りはない。

イ また、法第78条第1項の適用に当たり、審査請求人が得た就労収入〇円から、問答集の間13の23の答(3)により、雇用保険料〇円並びに所得税〇円及び〇円の計〇円を必要最小限の実費として控除した〇円を徴収の対象とした処分庁の判断に誤りはない。

ウ 以上より、審査請求人が就労収入の一部を消極的に故意に隠蔽したとして、法第78条第1項の規定により本件処分を行った処分庁の判断に誤りはなく、本件処分は、法令等の定めるところに従って適法かつ適正に行われていると認められ、違法又は不当な点は認められない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第2部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和元年6月12日	審査庁が審査会に諮問
〃 6月28日	審査関係人の書面提出期限（書面の提出なし）
〃 7月23日	第1回調査審議（第2部会）
〃 7月25日	審査会から審査庁に対して調査を実施
〃 8月9日	審査庁が審査会に調査の回答を提出
〃 8月19日	第2回調査審議（第2部会）
〃 10月8日	第3回調査審議（第2部会）
〃 10月8日	答申

第8 審査会の判断の理由

- 1 本件処分は、審査請求人が就労収入の一部を福祉事務所長に申告せずに保護費を受給したことが不正受給に当たるとして、処分庁が審査請求人に対して法第78条第1項の規定により保護費の過払分の徴収を決定したものである。
- 2 法第78条第1項の規定による費用徴収（以下「費用徴収」という。）を行う際の基準として、取扱通知の3において4点が示されていることから、未申告であると処分庁が判断したA社、B社、C社及びD社からの就労収入に係る審査請求人の対応が、取扱通知の3の①から④までのいずれかに該当するかどうかについて検討する。

(1) A社について

平成28年9月30日、審査請求人は、同年9月分として〇円の就労収入を得た旨を福祉事務所長に申告しているが、平成29年7月26日、福祉事務所長は、課税状況調査の回答を取得し、調査結果と収入申告額に差があることを確認した。

これを踏まえて実施した29条調査により、平成29年8月14日、福祉事務所長が審査請求人の賃金台帳の写しを取得したところ、審査請求人が平成28年8月分として〇円の就労収入を得ていた事実を確認した。

よって、審査請求人が平成28年8月分の就労収入を福祉事務所長に申告せず、課税状況調査及び29条調査によりその存在が判明したことは、取扱通知の3の④（課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき）に該当する。

(2) B社及びC社について

平成29年7月26日、福祉事務所長は、課税状況調査の回答を取得し、両社とも調査結果と収入申告額に差があることを確認した。

これを踏まえて実施した29条調査により、平成29年8月14日、福祉事務所長が審査請求人の賃金台帳の写しを取得したところ、審査請求人がB社から平成28年12月分として〇円の就労収入を、C社から同年9月分として〇円の就労収入を得ていた事実を確認した。

よって、審査請求人がこれらの就労収入を福祉事務所長に申告せず、課税状況調

査及び29条調査によりその存在が判明したことは、取扱通知の3の④に該当する。

(3) D社について

平成29年9月12日、審査請求人は、同年6月分として〇円の就労収入を得た旨を福祉事務所長に申告した。福祉事務所の職員は、収入から控除する額の確認等のため、給与明細の提出等を審査請求人に求めたが、提出されなかった。

これを踏まえて実施した29条調査により、平成29年9月19日、福祉事務所長が審査請求人の賃金台帳の写しを取得したところ、審査請求人が同年5月分として〇円、同年6月分として〇円の就労収入を得ていた事実を確認した。

よって、審査請求人が平成29年5月分の就労収入を福祉事務所長に申告せず、29条調査によりその存在が判明したことは、取扱通知の3の④に該当する。

一方、平成29年6月分の就労収入については、福祉事務所長が29条調査の回答を得る前に、審査請求人が福祉事務所長に申告しており、29条調査により判明した同月分の収入額も〇円と、収入申告書における申告額と同額であることから、取扱通知の3の④には該当せず、また、同①から③までのいずれかに該当する事実を認めることもできない。したがって、費用徴収の額の算定において当該就労収入を含めることは、妥当でない。

3 なお、費用徴収における控除については、問答集の間13の23の答(3)において、「必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」と示されている。A社からの就労収入〇円のうちの雇用保険料分〇円及びB社からの就労収入〇円のうちの所得税分〇円を、必要最小限の実費として費用徴収の額から控除した処分庁の判断に不合理な点は認められない。

4 以上より、A社からの就労収入〇円、B社からの就労収入〇円及びC社からの就労収入〇円並びにD社からの就労収入〇円及び〇円の合計額〇円から、必要最小限の実費として、A社の雇用保険料分〇円、B社の所得税分〇円及びD社の所得税分〇円の合計額〇円を控除した〇円を徴収の対象とした本件処分に、違法又は不当な点は認められないとする審査庁の判断は、D社からの平成29年6月分の就労収入〇円を費用徴収の額の算定に含めた点では妥当でなく、一方その余の点については妥当であることとなる。

5 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第2部会

委員(部会長)	西村	幸三
委員	小谷	真理
委員	杉江	正徳